

水洗化のおすすめ



瑞浪市建設水道部 上下水道管理課
平成22年4月作成

公共下水道が使用できると

さわやかな 水洗トイレが使えます

快適で衛生的な水洗トイレが使用できるようになります。子供やお年寄りの方でも安心してトイレを使うことができ、悪臭に悩まされることもなくなります。

川や海の水が きれいになります

家庭等から出た汚水は、下水道管を通して浄化センターに集められ、きれいにしてから川や海に流されます。このため、水質汚濁による公害を防ぐことができ、生き物がすむことのできる清流をとり戻すことができます。

清潔で、すみよい環境 のまちになります

汚いドブや溝がなくなり、ハエや蚊の発生を防ぎ、清潔で住みよい環境のまちに改善されます。

単独浄化槽を廃止できます

現在使用している単独浄化槽は廃止し、水洗トイレ・家庭排水などは直接、公共下水道に流すことができ、浄化槽跡地を庭などへの有効利用、または雨水貯留槽として再利用できます。

水洗化と排水設備の設置義務

★ 工事はなるべく早く

公共下水道が使用できるようになった区域は、供用開始のお知らせ（公示）をします。その区域のみなさんは、次の義務が発生します。

排水設備の 設置義務

台所、浴室、洗面所、水洗トイレなどからの汚水は、遅滞なく公共下水道管へ接続するための排水設備を設けなければなりません。

（下水道法第10条）

汲み取り便所の 改善義務

公示の日（使用開始のお知らせ）から3年以内に水洗トイレに改善しなければなりません。

（下水道法第11条の3）

「排水設備」の工事は、建物の所有者に義務づけられています。

* 下水道が整備されれば、土地所有者等に受益者負担金が賦課されます。
受益者負担金は ⇒ 1㎡あたり 310円

* 排水設備工事の申込から検査まで

排水設備工事は申請が必要です。市が指定した排水設備工事指定工事店に直接申し込んでください。

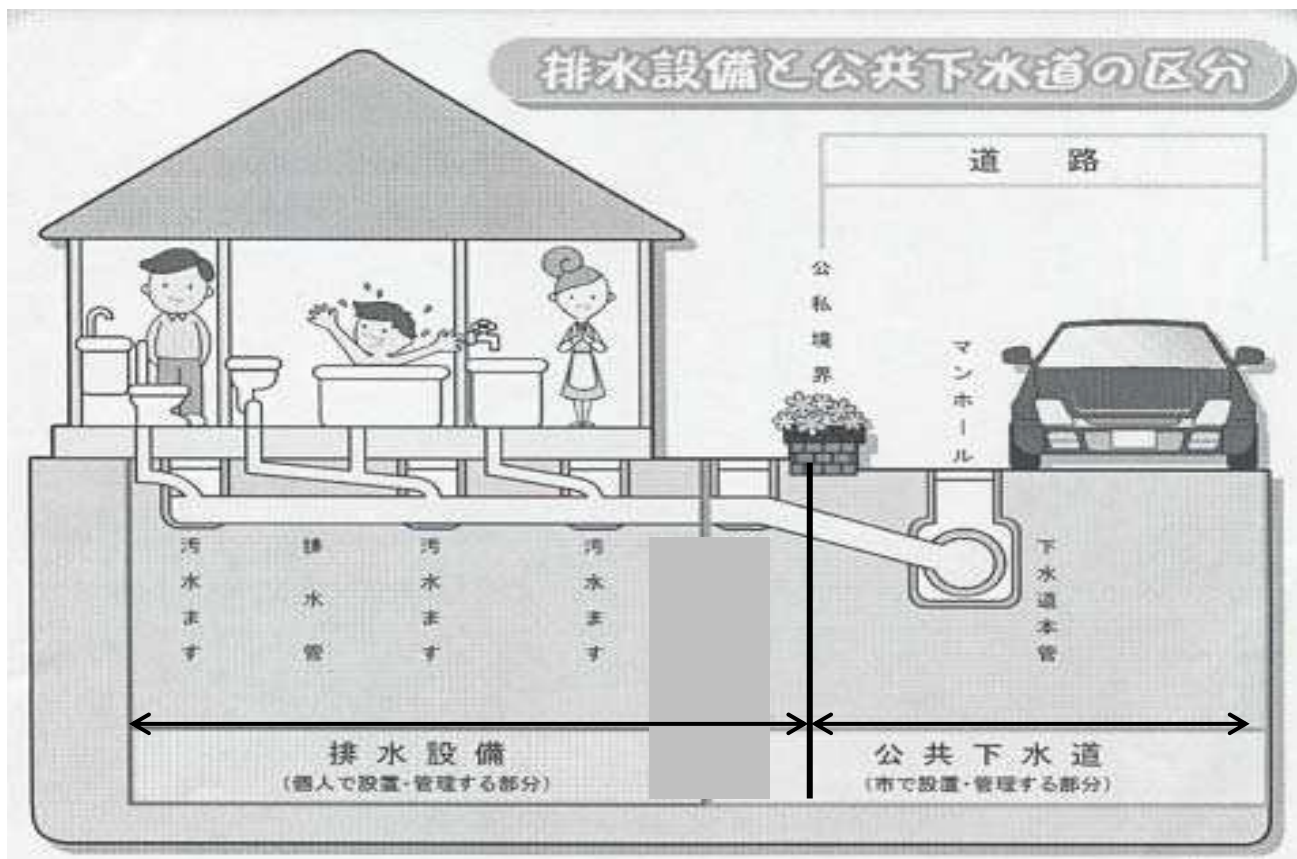
- 1) みなさんが指定工事店へ工事の依頼
- 2) 市役所へ排水設備等設置確認申請書の提出
(提出書類の作成や手続きは指定工事店が代行します)
- 3) 書類審査、現地調査のうえ、確認通知書を交付
- 4) 工事着手
- 5) 工事完了届、排水設備等使用届の提出
- 6) 市の完了検査（指定工事店の立会いの上）
- 7) みなさんから業者へ工事費の支払い

@水洗化には、水回りなどの改築費用がかかります。市では最高80万円までの融資に対して利子補給制度を実施しています。

排水設備の管理の範囲は・・・

☆ 敷地内の維持管理はあなたです！！

排水設備も建物の一部とお考えください。市が作り管理する部分とみなさんが作り管理する部分とに分かれています。



☆ 排水設備とは

公共下水道は市が道路などに建設し、管理を行う「公共下水道」と個人の敷地内などに設置し、ご家庭から出る汚水を直接公共下水道へ流すための「排水設備」からなっています。排水設備は排水管や汚水ますなどで、みなさま個人で設置し、補修・点検などの管理をしていただくことになっています。

